

告示

埼玉県計量検定所長告示第五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和二年六月三十日

埼玉県計量検定所長 石川 和 正

一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が百五十キログラムを超え二百五十キログラム以下の電気式はかりを使用する者（ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する者を除く。）が使用するひょう量が二百五十キログラム以下の電気式はかり

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期 日	場 所
狭山市	令和二年八月二十五日から十一月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を除く。）を除外。）	計量器の所在場所
和光市	令和二年九月一日から令和二年十二月一日まで（日曜日、土曜日及び休日（日曜日を除外。）	同右
長瀨町	令和二年九月七日から十二月七日まで（日曜日、土曜日及び休日（日曜日を除外。）	同右
横瀬町	令和二年九月八日から十二月八日まで（日曜日、土曜日及び休日（日曜日を除外。）	同右
皆野町	令和二年九月九日から十二月九日まで（日曜日、土曜日及び休日（日曜日を除外。）	同右

新座市	朝霞市	志木市	ふじみ野市	富士見市	秩父市	小鹿野町
令和二年十一月十二日から令和三年二月十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和二年十月二十六日から令和三年一月二十六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和二年十月二十二日から令和三年一月二十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和二年十月十九日から令和三年一月十九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和二年十月十四日から令和三年一月十四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和二年九月十四日から十二月十四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和二年九月十日から十二月十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右